

令和5年度 佐世保市子ども未来部 重点事業説明資料



佐世保市
子育て応援

子ども未来部

◆令和5年度重点事業一覧

【施策1】 母子保健の推進と安心な育児環境の充実

◆施策の方向性	●母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減 ●経済的支援の充実
◆R5の重点事業	◇健康診査事業(子ども)〈産婦健康診査事業〉 ◇育児相談指導事業〈伴走型相談支援 及び 出産・子育て応援給付金実施事業〉 ◇福祉医療支給事業

【施策2】 地域での子どもと子育ての支援

◆施策の方向性	●地域における子育て支援の充実 ●地域における子どもの健全育成
◆R5の重点事業	◇児童クラブ事業 〈放課後児童健全育成事業 児童クラブ新規開設〉 ◇児童クラブ事業 〈放課後児童健全育成事業 送迎バスの安全装置の設置に係る補助事業〉

【施策3】 幼児教育・保育の充実

◆施策の方向性	●幼児教育・保育における量の確保と質の向上 ●幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開
◆R5の重点事業	◇私立保育所・幼稚園等運営事業〈保育所等施設整備事業〉 ◇保育環境改善事業〈保育所等送迎バスの安全装置の設置に係る補助事業〉

政策を支える包括的な事務事業群

◆R5の重点事業	◇次世代育成推進事業〈子ども子育て官民連携事業〉
----------	--------------------------

◇施策1 健康診査事業(子ども) 〈産婦健康診査事業〉

事業概要

産後うつや新生児への虐待防止等を図るため、産後2週間、4週間など2回、出産後まもない時期に対する健康診査に係る費用を助成することにより、母子に対する支援を強化するもの。

事業費

計16,771千円 (財源内訳：国1/2 8,385千円 市1/2 8,386千円)

【内訳】 ①委託料(医師会) 14,940千円 (@5,000円×2回×1,494人)
医師会事務処理手数料 171千円 (@57円×2回×1,494人)
②償還払い(扶助費：県外受診者) 1,660千円 (@5,000円×2回×166人)

導入効果

- POINT**
- 現在、産婦健康診査は医療機関(産科)独自に、産後1カ月程度経過時点で実施されており、費用も全額産婦の自己負担
 - 本事業により、産婦は無料で2回の健診を受診できることとなり、受診率の向上が可能
 - 産婦の健康状態等を確実に把握でき、産後うつの早期発見や虐待の兆候への早期対応が可能
 - 産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築する効果



妊婦の6人に1人はサポートが必要
※母の産後の体調、育児の状況を産後初期段階に確認でき、必要な支援につなげることが可能



◇施策1 健康診査事業(子ども)〈産婦健康診査事業〉 産前産後における妊産婦への支援体制

〈令和5年度からの支援体制〉

各地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたるまでの**切れ目ない支援**を行うことによって、子育て世代が安心して妊娠・出産・子育てできる環境を整える



A: 子育て世代包括支援センター事業

母子保健コーディネーターを配置し、妊産婦の状況を継続的に管理。

- 母子健康手帳交付
- 子育て支援センター等を巡回

● 乳幼児全戸訪問事業 (家庭訪問員)

● 訪問(地区保健師) [対象]保健師支援が必要な産婦

● 養育支援訪問事業(委託助産師) [対象]専門的な支援が必要な産婦 (生活困窮者等)

● 養育支援訪問事業 [家事援助等] (養育支援訪問員)

《対象》訪問等で把握された者のうち、一般の子育てサービスや親戚等の援助を受けることが困難とケース会議で判断された家庭 (生活困窮者)
※上記対象以外の方は、ファミリーサポートセンター等で支援

● 産科連携 文書受取り後、支援が必要な産婦へ地区保健師等が電話・訪問

① 特定妊婦

出産後の養育について出産前において特に支援が必要と認められる妊婦 (児童福祉法第6条の3第5項)

② 要管理妊婦

①以外の妊婦で管理が必要と判断された妊婦 (対象例: 高年初産、多胎妊娠等)

③ 要支援妊婦

現時点では問題ないが、今後要支援者になる可能性をもつ潜在化した妊婦

④ 一般妊婦

①～③に該当しない妊婦

④ 一般妊婦

③ 要支援妊婦

② 要管理妊婦

① 特定妊婦

母子保健コーディネーター

- ・ 支援プラン作成
 - ・ 支援台帳作成
 - ・ 相談支援、情報提供、関係機関との連携
- ※保健師と協議し、支援を調整

● 地区担当保健師、子ども子育て応援センターによる支援 [対象]特定妊婦

B: 産前産後サポート事業

ママサポーターを配置し、母子保健コーディネーターと連携しながら、「身近な話し相手」として相談支援を行う。

ママサポーター

電話・訪問、相談支援、情報提供、関係機関との連携 [対象]要管理妊婦,要支援妊婦,一般妊婦

新規

● 産婦健康診査(産後2週間、1か月の2回)

産後の初期段階に身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態を把握

C: 産後ケア事業 (委託事業)

退院後すぐに利用できる (有料) [対象]産後1年未満の佐世保市民 ①～④

POINT

- ★ 母の産後の体調、育児の状況を産後初期段階に確認でき、必要な支援につなげることができる。
- ★ 全員の産婦に同意が得られるため、医療機関とより早く情報共有ができる。

出産後の
体調確認

育児不安
の軽減

虐待の
未然防止

◇施策1 育児相談指導事業〈伴走型相談支援 及び 出産・子育て応援給付金実施事業〉

事業概要

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。

こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設するもの。

事業費

予算額 183,674千円

国：令和4年度第二次補正予算により 令和4年4月～令和5年9月分について計上済
令和5年10月～令和6年3月分については 国 令和5年当初予算にて予算化

【内訳】補助金（対象者への支給分）	計166,000千円
事務経費（システム開発・人件費関係等）	17,674千円

事業内容

孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境の整備のため、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入経費や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援（計10万円相当）を一体として実施するもの。

【内訳】

「出産応援ギフト（妊娠届提出時等における支給：5万円相当）」	（令和5年度見込）1,660件×50千円＝83,000千円
「子育て応援ギフト」（出生したこどもを養育する者に対する支給：5万円相当）」	（令和5年度見込）1,660件×50千円＝83,000千円

◇施策1 育児相談指導事業〈伴走型相談支援 及び 出産・子育て応援給付金実施事業〉

佐世保市における伴走型相談支援のイメージ(全体像)

- 孤立感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭が少ない状況に鑑み、**全ての妊婦や子育て家庭を対象**
- 出産・育児の見通しを立てるための面談は **①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③乳児家庭全戸訪問**で実施し支援へつなぐ

伴走型相談支援(妊婦や0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い必要な支援につなぐ)

①妊婦(初期)



妊娠届出面談
(助産師・保健師)

面接後

出産応援ギフト申請手続

②妊娠8か月頃の妊婦と育休取得に悩む夫



妊娠8か月にアンケート送付し面談
希望確認



※面談(子育て支援センターなど民間との連携)

支援へつなぎ例

③出産直後の夫婦と育休取得中の夫婦



乳児全戸訪問面接
(訪問員・保健師)

面接後

子育て応援ギフト申請手続

- 子育てチラシ等を一緒に確認。出産までの見通しを寄り添って立てる
- 子育てチラシ等で出産時、産後の支援・手続きを一緒に確認 **産前・産後サービス利用を一緒に検討・提案**
- 悩みを共有できる**仲間作りの機会**の紹介
- 夫の育児休業取得の**推奨**、赤ちゃんを迎える心構え、育児を学ぶ**両親学級(プレパパ学級)** や子育て支援センターの**体験教室**等を紹介
- 産後ケア等のサービス紹介、**保育園の入園手続き**、**一時保育**、**求職相談窓口**の紹介

令和5年度交付対象者
・令和5年4月以降出生者の養育者1,660名
・令和5年4月以降妊娠届提出者 1,660名

※上記面談後に①③の対象者へ応援ギフト申請書渡し、経済的支援(出産・子育てギフト)へつなぐ

【経済的支援】

ア) 出産応援ギフト支給(5万円相当) イ) 子育て応援ギフト支給(5万円相当)

◇施策1 福祉医療支給事業 〈福祉医療費支給対象を高校生等まで拡充(償還払い方式)〉

事業概要

乳幼児、小中学生、高校生等、ひとり親家庭等へ医療費の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図り、保護者が安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが健やかに成長できるようにする。

高校生等への医療費助成については、県の助成10/10で令和5年度中に償還払いで開始するもの。

● 令和5年10月支給申請書受付開始（令和5年11月支給開始）

※ 令和5年4月1日以降の診療分から対象

事業費

計716,325千円

【内訳】

① 乳幼児（平成22年10月から現物給付）	224,536千円
② 小中学生（令和4年10月から現物給付）	256,543千円
③ ひとり親家庭等（令和4年10月から現物給付）	109,082千円
④ 高校生等（令和5年4月から償還払い）	83,678千円
⑤ その他事務費	42,486千円

◇施策2 児童クラブ事業 〈放課後児童健全育成事業 児童クラブ新規開設〉

運営事業概要

育児と就労の両立支援と児童の健全育成の向上を図るため、保護者の就労等の理由により、放課後保護者のいない家庭の小学生（放課後児童）に遊びと生活の場を提供する。新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施する。

令和5年4月時点では市内に73クラブを設置しているが、待機児童解消のため、待機児童が見込まれる地域において、令和5年10月に新たに1クラブを開設し、全74クラブでの運営を実施する。

運営事業費

- 放課後児童健全育成事業 新規開設分（1クラブ） 5,407千円
大野小校区 令和5年10月～ 半年分
（子ども・子育て支援交付金対象事業（財源：国1/3 県1/3 市1/3））



拡充内容

POINT

- 放課後児童健全育成事業の適正な運営と児童クラブの質の充実を図ると共に、厚生労働省と文部科学省の連携のもと策定された「新・放課後子ども総合プラン」においては、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図るため、放課後児童クラブの整備が推進されている。
- 新規に児童クラブを開設することによって、子どもの居場所づくりに寄与できるとともに、保護者の就労支援に繋げることができる。

◇施策2 児童クラブ事業 〈放課後児童健全育成事業 送迎バスの安全装置の設置に係る補助事業〉

事業内容等

相次ぐ送迎バス等における園児の置き去り事故を受け策定された、「こどものバス送迎・安全徹底プラン」に基づき強化される安全装置の設置について、必要経費を補助することにより、児童の安心・安全を確保するもの。

送迎バス1台あたり88千円を上限として、安全装置の設置に係る費用を補助
「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（国土交通省）」に規定する安全装置を設置することにより、送迎バスへの児童の置き去りを未然に防止する。

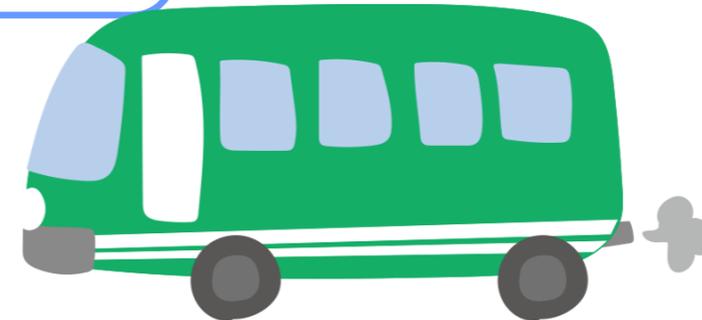
※放課後児童クラブの送迎バスへの安全装置の設置については、義務化の対象とはなっていない。

事業費（見込）等

事業期間：令和5年2月から令和5年度末まで（予定）

（対象台数）

・放課後児童クラブ 16施設 23台 2,056千円（事務費含）



◇施策3 私立保育所・幼稚園等運営事業〈保育所等施設整備事業〉

事業概要

私立保育所及び認定こども園が行う施設整備について、国の保育所等施設整備交付金等を活用し、施設整備へ補助を行うもの。

事業費

269,726千円



拡充内容・事業効果

利用者の安全・安心の確保のため、老朽化が進行する施設の整備（改修）を行うもの。

●整備概要

【名称】相浦保育園（相浦町）
【整備区分】増改築
【整備概要】園舎の老朽化に伴う建替
【建築年月】昭和47年造（築50年）
【利用定員】2号:64名、3号:56名（整備に伴い、3号15名増）

【名称】認定こども園東大野幼稚園（松原町）
【整備区分】大規模修繕
【整備概要】① 老朽化に伴う改修
② 耐震補強工事
【建築年月】昭和52年造（築45年）
【利用定員】1号:45名、2号:29名、3号:21名（整備に伴い、3号15名増）

項目	金額（千円）
国補助額	212,207
市補助額	57,491
施設への補助額 計	269,698
市事務費	28

◇施策3 保育環境改善事業〈保育所等送迎バスの安全装置の設置に係る補助事業〉

事業内容等

相次ぐ送迎バス等における園児の置き去り事故を受け策定された、「こどものバス送迎・安全徹底プラン」に基づき義務化される安全装置の設置について、必要経費を補助することにより、園児の安心・安全を確保するもの。

送迎バス1台あたり175千円を上限として、安全装置の設置に係る費用を補助（補助率10/10）

※ 「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（国土交通省）」に規定する安全装置を設置することにより、送迎バスへの園児の置き去りを未然に防止する。

事業費等

事業期間：令和5年2月から令和5年度末まで

(対象台数等)

・私立保育所	6台／	3施設	
・認定こども園	16台／	10施設	
・認可外保育事業	2台／	1施設	
計	24台／	14施設	4,200千円
			総事業費 4,232千円（事務費含）

※ 幼稚園及び幼稚園型認定こども園については、県の管轄（計59台／25施設）



◇政策を支える包括的な事業群 次世代育成推進事業〈子ども子育て官民連携事業〉

事業概要

地域での子育て支援に係る全市的な普及啓発を企図した官民連携の取組の一つとして、「させぼ子ども食堂ネットワーク」と連携し、支援が必要な子ども等に対して、子どもの見守り体制の強化を図る。

※令和3年度から事業を開始し、生活困窮、ひとり親世帯・行政の関与を望まない家庭・子ども等に対するアプローチが可能となり、孤立無援の家庭・子どもに対するセーフティーネット機能を発揮している。

事業費

計 4,800千円

【内訳】

ア) 支援対象児童等見守り強化業務委託経費 3,300千円 (国庫補助 2/3)

イ) つながりの場づくり緊急支援事業業務委託費 1,500千円 (国庫補助 1/2) ※令和5年4月「こども家庭庁」設置に伴う重点事項

【支援対象児童等見守り強化事業 令和5年度拡充について】

《支援対象児童等に対する支援体制の強化》

●要保護児童対策地域協議会の支援対象児童及び保護者の数が増加

⇒ 支援体制の強化が必要

※令和3年度から事業を開始し、生活困窮、ひとり親世帯・行政の関与を望まない家庭・子ども等に対するアプローチが可能となり、孤立無援の家庭・子どもに対するセーフティーネット機能を発揮しているが、支援を要する児童・保護者が増加傾向にあり、さらなる支援体制の強化が必要

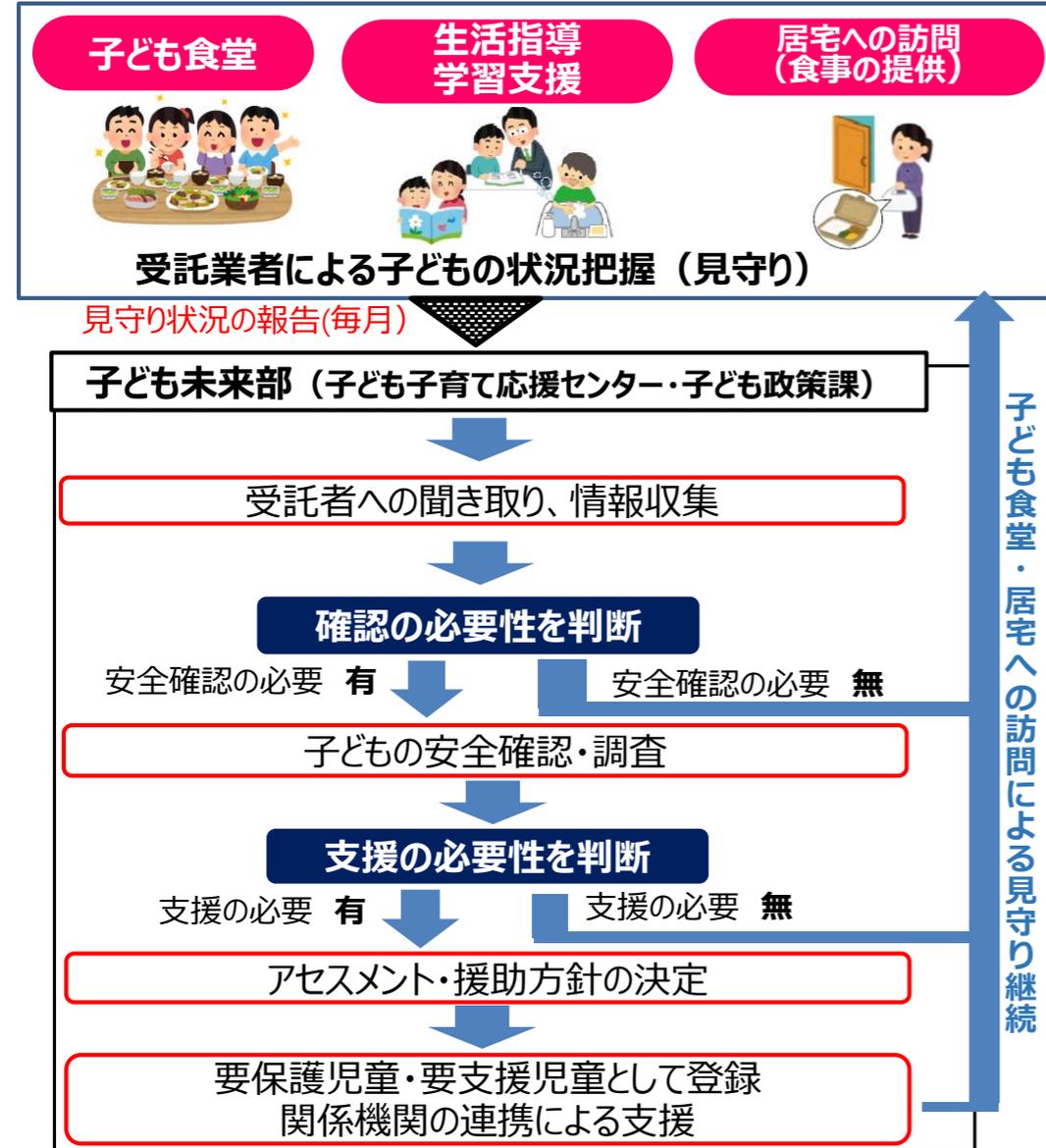


令和5年度 事業拡充により...

支援対象児童等見守り強化事業(継続) + つながりの場づくり緊急支援事業(国補助を活用)により、「子ども食堂」及び「支援児童等に対する支援」の中長期的な運営体制の確立を図る

◇政策を支える包括的な事業群 次世代育成推進事業〈子ども子育て官民連携事業〉

【支援対象児童等見守り強化事業 フロー図】



※させば子ども食堂ネットワーク

- ◆佐世保市内の子ども食堂 (8 団体) で構成される任意団体
- ◆令和2年11月に設立

【実施状況】

ア) 子ども食堂・食材提供等

	実施内容	実施回数	利用者数 (延べ)			気がかりな子ども (実人数)
			見守り子ども	保護者	その他地域の方	
令和3年度	子ども食堂	68	1,187	450		1
	弁当配布	63	2,081	761		18
	食材配布	24	271	129		8
	生活・学習支援	16	64	65		2
	計	171	3,603	1,405		29
令和4年度	子ども食堂	83	1,293	521	180	0
	弁当配布	26	1,001	638	582	3
	食材配布	11	254	177	162	0
	生活・学習支援	23	130	129	5	0
	計	143	2,678	1,465	929	3

イ) 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童及び保護者への支援

	支援回数	支援対象世帯数		支援対象者数	
		当初～累計	最新	子ども	保護者
令和3年度	168回	19世帯	14世帯(R4年3月末)	40名	20名
令和4年度	242回	22世帯	14世帯(R5年3月末)	44名	19名